

公告第91号

郡山市総合福祉センター条例（平成2年郡山市条例第21号）第24条第3項の規定により、指定管理者が定める総合福祉センターほか福祉施設の利用料金の額を次のとおり承認した。

令和8年5月14日

郡山市長 椎根健雄

1 郡山市福祉センター利用料金

室名	午前9時から午後1時まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
視聴覚室	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
栄養指導室	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	4,000円	6,000円
研修室(洋室)	3,000円	3,000円	3,000円	6,000円	6,000円	9,000円
研修室(和室)	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
会議室	1,400円	1,400円	1,400円	2,800円	2,800円	4,200円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 適用日

令和9年4月1日から適用するものとする。

公告第92号

郡山市老人福祉センター条例（昭和41年郡山市条例第53号）第22条第3項の規定により、指定管理者が定める郡山市中央老人福祉センターの利用料金の額を次のとおり承認した。

令和8年5月14日

郡山市長 椎根 健雄

1 郡山市中央老人福祉センター利用料金

室名	午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
第1 教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
第2 教養娯楽室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
和室	1,700円	1,700円	1,700円	3,400円	3,400円	5,100円
学習室	2,300円	2,300円	2,300円	4,600円	4,600円	6,900円
作業室	2,200円	2,200円	2,200円	4,400円	4,400円	6,600円
集会室	10,800円	10,800円	10,800円	21,600円	21,600円	32,400円

備考

- 1 使用時間の区分に定める使用時間に満たないときは、これを切り上げて計算する。
- 2 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。

2 適用日

令和9年4月1日から適用するものとする。

公告第93号

郡山市デイ・サービスセンター条例（平成2年郡山市条例第23号）第17条第3項の規定により、指定管理者が定める郡山市中央デイ・サービスセンター及び郡山市富久山デイ・サービスセンターの利用料金の額を次のとおり承認した。

令和8年5月14日

郡山市長 椎根健雄

1 通所介護

加算利用料金額（介護保険法（平成9年法律第123号）に定める負担割合に応じた額を利用者が負担）

サービス項目	要件	加算率
介護職員等処遇改善加算	介護報酬に定める介護職員等処遇改善加算の要件のうち	1月につき 所定単位に下記を 乗じて算定した額
	(1)加算Ⅰイの要件を満たす場合	11.1%
	(2)加算Ⅰロの要件を満たす場合	12.0%
	(3)加算Ⅱイの要件を満たす場合	10.9%
	(4)加算Ⅱロの要件を満たす場合	11.8%
	(5)加算Ⅲの要件を満たす場合	9.9%
	(6)加算Ⅳの要件を満たす場合	8.3%

2 第1号通所事業

加算利用料金額（介護保険法（平成9年法律第123号）に定める負担割合に応じた額を利用者が負担）

サービス項目	要件	加算率
介護職員等処遇改善加算	介護報酬に定める介護職員等処遇改善加算の要件のうち	1月につき 所定単位に下記を 乗じて算定した額
	(1)加算Ⅰイの要件を満たす場合	11.1%

	(2)加算Ⅰロの要件を満たす場合	12.0%
	(3)加算Ⅱイの要件を満たす場合	10.9%
	(4)加算Ⅱロの要件を満たす場合	11.8%
	(5)加算Ⅲの要件を満たす場合	9.9%
	(6)加算Ⅳの要件を満たす場合	8.3%

3 適用日

令和8年6月1日から適用するものとする。